

五條市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準

1 趣旨

教育長等が、教育行政の円滑な運営を図るため、市教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）の支出基準を定めるとともに、教育長交際費の支出状況の透明性を高め、教育行政に対する市民の理解と信頼を深めてもらうため、公開基準を定める。

2 支出区分等

教育長交際費は、支出先との交際において、次に掲げる事項について教育長が適当と認めた場合は、支出することができるものとする。

支出にあたっては、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めることとする。

なお、教育長が指定する職員が、教育長の代理として、又は教育委員会を代表して出席する場合には、教育長出席に準じて教育長交際費からの当該支出を認めるものとする。

ただし、宗教団体及び政党その他の政治団体の事業については、教育長交際費を支出しない。

区 分		内容、対象等
①	会 費	総会、意見交換会等会費
②	祝 費	記念式典、祝賀会、各種行事等のお祝い
③	弔慰費	香典、生花代等
④	見舞費	市教育行政関係者の傷病、災害等に対する見舞金
⑤	激励費	各種大会等で県代表として出場する個人や団体 【市費からの助成又は補助があるものは除く】
⑥	記念品費	表敬、表彰にかかる記念品、花束
⑦	雑 費	広告料、視察等に係る土産 その他交際上支出に必要な経費として、教育長が特に認めるもの。

3 公開

- (1) 教育長交際費の支出状況について、公開年度の前期（４月から９月）及び後期（１０月から３月）別に公開する。

公開時期については、前期は公開年度の１０月末まで、後期は公開の次年度の４月末までに別記様式によりインターネットの五條市ホームページ等に掲載する。

- (2) 相手方氏名の取扱いについて、病気及び事故の見舞い等で相手方のプライバシーに配慮が必要な場合は除くことができる。

4 その他

この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 適用期日

この基準は、平成２１年９月２４日から施行し、平成２１年度分の教育長交際費の支出から適用する。

別記様式（第 3 関係）

年度 期（ 月から 月）教育長交際費明細

支出月	金 額（円）	支出区分	支 出 内 容
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合 計			

【 年度予算】

（款）教育費 （項）教育総務費 （目）事務局費 （節）交際費 円